

国民健康保険からのお知らせ

各種保健事業をご利用ください

人間ドック事業

光市国民健康保険では、「外来人間ドック」「1泊2日人間ドック」「脳ドック」を実施しています。受診対象者 光市国民健康保険の被保険者

問合せ 市民課保険係 0833(72)1400

受診回数 一年度に1回
の中から1つ選択
負担金 外来3360円 腹部超音波検査(選択)3940円
1泊2日12600円 子宮細胞診検査(選択)14300円
脳ドック 7000円

申込方法 保険証・印鑑・負担金を持参し、市民課保険係または大和支所に申し込んでください。

受託医療機関
印は、1泊2日の人間ドックも実施しています。また、脳ドックは光市立光総合病院のみで実施しています。



はり・きゅう助成制度
対象 光市国民健康保険の被保険者
助成金額(治療費支払いの際、差し引かれます。)
初検料 700円
一術(はり又はきゅう) 840円
二術(はり及びきゅう) 1050円
老人医療対象被保険者も同額です。
施術回数 1日1回(月12回を限度)持参するもの 印鑑・保険証
光市国民健康保険指定鍼灸院
石川治療院 0833(77)4477
金森鍼灸院 0833(72)3254
末本はり灸マッサージ療院 0833(72)0245
千坊庵 0820(48)4587
戸仲鍼灸治療院 0833(72)8899
虹ヶ丘鍼灸院 0833(72)7376
ひかり治療院 0833(72)3560
みつゐ治療院 0833(71)3748

こんなときには届け出を	届け出に必要なもの
国保に加入	<ul style="list-style-type: none"> 転入したとき 印鑑、転出証明書 勤務先の健康保険または任意継続保険をやめたとき 印鑑、離職証明書(加入と同時に退職者医療に該当する人は年金証書も必要) お子さんが生まれたとき 印鑑、保険証
国保をやめる	<ul style="list-style-type: none"> 転出するとき 印鑑、保険証 職場の健康保険に入ったとき 印鑑、国保の保険証、職場の保険証 死亡したとき 印鑑、保険証
その他	<ul style="list-style-type: none"> 住所、氏名、続柄、世帯主などが変わったとき 印鑑、保険証 修学のため子どもが他の市区町村に住民票を移すとき 印鑑、保険証、在学証明書 退職者医療制度に該当したとき 印鑑、保険証、年金証書 世帯を合併、分離したとき 印鑑、保険証 保険証をなくしたとき 印鑑、身分を証明できるもの

光中央病院	0833(72)0676
光内科消化器科	0833(72)0010
平岡医院	0833(79)1500
松村医院	0833(79)2222
光武医院	0833(77)3800
守友医院	0833(71)2010
吉村医院	0833(71)0111
多田クリニック	0833(77)0606
佃医院	0833(74)2960
光市立光総合病院	0833(71)0816
光市立大和総合病院	0833(72)1000
光市立大和総合病院	0820(48)2111

高額療養費貸付事業
対象 光市国民健康保険の被保険者
高額療養費支給要件に該当し、医療費の支払いが著しく困難な人
貸付額等 高額療養費支給見込額のおよそ9割の金額を無利子で貸し付けます。

償還方法 高額療養費支給時に、その支給額から貸付相当額を返還します。

異動の届出はお早めに

職場の健康保険等を脱退したときは、任意継続被保険者となる場合を除いて、国民健康保険への加入手続きが必要です。この場合、国民健康保険の加入日は、前の保険の資格喪失日となります。

したがって、この加入届が遅れると、資格喪失日までさかのぼって保険税を納めていただくこととなりますので、必ず14日以内に届け出をす

ませてください。また、右表の場合も届け出が必要です。お忘れなく。

遠隔地用保険証をお持ちの方へ

①の保険証をお持ちの学生(住民票を移している方)が卒業などにより、学生でなくなった場合、光市の国民健康保険証は使用できませんので、保険証を保険係まで返却してください。

退職者医療制度

国民健康保険制度の健全な運用のため、退職者医療制度に該当となる

方については、届出が必要です。

対象となる人 次の3つの条件のすべてにあてはまる人、およびその被扶養者

国民健康保険に加入している人
老人保健法の適用を受けていない人
厚生年金や共済年金等の被用者年金制度に20年以上、または40歳以降に10年以上加入し、年金の受給権がある人

保険税 退職被保険者の保険税は、一般の国民健康保険の被保険者の場合と同じです。

手続きの方法 年金の裁定手続きを行った後に年金証書が送られてきますので、届いた年金証書・保険証・印

鑑を保険係までお持ちください。

入院時の食事代の減額

住民税非課税世帯に属する人は、入院時の食事代が軽減されます。該当すると思われる人は、保険係まで届けてください。

なお、老人保健法の適用を受けている方は、入院時の医療費についても軽減されます。

手続きに必要なもの 保険証・印鑑・老人保健法医療受給者証(老人保健法の適用を受けている方)
適用期間 申請を行った月の初日から平成17年7月31日まで

春の叙勲と褒章に、市内から3名の方が受章されました。おめでとうございます。

春の叙勲



きよくじつしょうじゆしょう 旭日小綬章

元光市議会議長
秋友幹夫さん
光井1丁目



ずいほうそうこうしょう 瑞宝双光章

元光市消防団団長・元光市選挙管理委員会委員長
末岡 毅さん
中央5丁目

春の褒章



おうじゆほうしょう 黄綬褒章

(株)日立製作所笠戸事業所勤務
西田幸三さん
虹ヶ浜3丁目